

(別添)

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第5の1の(5)の農  
林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経  
営第3536号農林水産事務次官依命通知)第5の1の(5)の農林水産省経営局金融調  
整課長が別に定めるものは、次に該当するものとする。

人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494  
号農林水産省経営局長通知)2(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3の  
規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び  
同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取扱うことができる同種  
取決め等を含む。)

附 則(令和2年3月30日元経営第3239号)

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日2経営第3406号)

この通知は、令和3年4月1日から施行する。